

岐阜県公報

目次

告示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 一四三
(同) 一四三

選挙管理委員会告示

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部改正

(選挙管理委員会) 一四四

公示

土地改良区役員の名の変更

(可茂農林事務所) 一四六

告示

岐阜県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年四月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域敷地の幅員	延長	備考
一般国道	四百十七号	揖斐郡池田町八幡字寺ノ下一〇三二番一地区地内	前 10.7 後 10.5	10.0	

岐阜県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年四月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	延(ル)メートル長	供用開始の期日	備(決)定(又)は(考)察(の)区域(の)又は(決)定(の)日(月)の(公)告(の)期(日)
神長岡倉線							
高山市上宝町吉野字河戸平一七九四番地先地内							
二・六							
令和六・四・二							
令和五・三・三							

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（昭和五十六年岐阜県選挙管理委員会告示第五十四号）の一部を次のように改正する。

令和六年四月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

第二条に次の一項を加える。

3 第一項の証票交付申請書に記載した事項（立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地に限る。）に変更があつたときは、県選管に対して、速やかに別記第五号様式の交付済証票に係る異動届を提出しなければならない。

第三条中「別記第五号様式」を「別記第六号様式」に改める。

別記第五号様式を別記第六号様式とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第5号様式（第2条関係）

交 付 済 証 票 に 係 る 異 動 届

年 月 日

岐阜県選挙管理委員会委員長様

候補者等の氏名又は
後援団体の名称及び
代表者氏名

住 所

(電話)

選 挙 名

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第2条第2項の規定により交付を受けた証票について、掲示する事務所の所在地に異動があつたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動に係る証票の交付番号

2 事務所の所在地
(新)

(旧)

3 異動年月日 年 月 日

備考1 事務所の所在地は、具体的に記入する。(例えば何々方まで)

2 候補者等又は後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則
この告示は、令和六年四月二日から施行する。

公 示

土地改良区役員の氏名の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の氏名が変更になった旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

氏名変更した役員

土地改良区名	役名	変更前の氏名	変更後の氏名
美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区	理事	渡 邊 英 吉	大 梅 英 吉

令和六年四月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社